

平成 24 年度第 3 回足立区環境審議会資料

件名	環境基本計画の中間見直し（素案）について																								
所管部課	環境部環境政策課																								
事業（結果）の概要	<p>1 作業部会の設置</p> <p>より細かな専門的な検討を行うため、前回の審議会です承された作業部会を設置し、8月下旬から3回の会議を開催した。</p> <p>作業部会名簿</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>氏名</th> <th>所属</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境審議会委員</td> <td>田中 充</td> <td>法政大学教授</td> </tr> <tr> <td>環境審議会委員</td> <td>高村 淑彦</td> <td>東京電機大学教授</td> </tr> <tr> <td>環境審議会委員</td> <td>工藤 信</td> <td>足立区環境部長</td> </tr> <tr> <td>研究者</td> <td>木村 浩巳</td> <td>法政大学地域研究センター</td> </tr> <tr> <td>研究者</td> <td>磐田 朋子</td> <td>独立行政法人科学技術振興機構低炭素社会戦略センター</td> </tr> <tr> <td>エネルギー事業者</td> <td>白鳥 誠</td> <td>東京ガス株式会社</td> </tr> <tr> <td>エネルギー事業者</td> <td>森村 和三</td> <td>東京電力株式会社</td> </tr> </tbody> </table> <p>(エネルギー事業者はオブザーバーとして参加)</p> <p>2 環境基本計画中間見直し（素案）の策定</p> <p>作業部会で検討し、別紙のとおり中間見直し（素案）を策定した。主な内容は以下のとおり。</p> <p>(1)5つの分野から6つの分野へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地球温暖化防止」を「地球温暖化・エネルギー対策」に変更 ・環境教育基本方針・実施計画を統合した「環境を学び、実践の輪を広げる」を新設 <p>(2)2015年度目標の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化・エネルギー対策 CO₂排出量から電気使用量と都市ガス使用量の削減に変更 →電気使用量10%、都市ガス使用量2%削減 ・循環型社会の構築 →ごみ量マイナス5% ・健康・安全なくらしの確保 →ダイオキシン類環境基準適合率100%の堅持 ・人と自然の豊かなふれあいの創出 川の魚の種類から区内11河川の水質基準に変更 →区内11河川の水質が生活環境の保全に関する基準を満たす。 	区分	氏名	所属	環境審議会委員	田中 充	法政大学教授	環境審議会委員	高村 淑彦	東京電機大学教授	環境審議会委員	工藤 信	足立区環境部長	研究者	木村 浩巳	法政大学地域研究センター	研究者	磐田 朋子	独立行政法人科学技術振興機構低炭素社会戦略センター	エネルギー事業者	白鳥 誠	東京ガス株式会社	エネルギー事業者	森村 和三	東京電力株式会社
区分	氏名	所属																							
環境審議会委員	田中 充	法政大学教授																							
環境審議会委員	高村 淑彦	東京電機大学教授																							
環境審議会委員	工藤 信	足立区環境部長																							
研究者	木村 浩巳	法政大学地域研究センター																							
研究者	磐田 朋子	独立行政法人科学技術振興機構低炭素社会戦略センター																							
エネルギー事業者	白鳥 誠	東京ガス株式会社																							
エネルギー事業者	森村 和三	東京電力株式会社																							

- ・環境に配慮したまちづくり
→2016年調査の樹木被覆率調査で9.4%を達成する。
- ・環境を学び、実践の輪を広げる
→身近な環境行動に取り組む人を10万人に増やす。

3 地球温暖化対策地域推進計画

環境基本計画に兼ねている地球温暖化対策地域推進計画も見直し、環境基本計画の目標（電気使用量と都市ガス使用量の削減）を達成できたときの2015年度のCO₂排出量を試算した。

(1)削減目標の考え方

震災前の2010年度の実績を基準として、世帯数の増加傾向を見込み2015年度のエネルギー使用量を推計し、そこからの削減目標を設定した。

①電気使用量

震災後の節電・省エネ行動の継続を前提とし、省エネ設備機器への更新、太陽光発電のさらなる導入拡大とあわせて10%削減

②都市ガス使用量

省エネ設備機器への更新、太陽熱利用システムの導入、日頃の工夫による節ガスの啓発により2%削減

(2)CO₂排出量の見込み

上記削減目標を達成した場合のCO₂排出量については、現時点では2015年度の様子が不明であるため、1990年度と同じ場合と最新の2011年度と同じ場合で試算した。

①1990年度の係数で試算した場合 1990年度比-20.6%

②2011年度の係数で試算した場合 1990年度比-13.1%

(3)中期的・長期的な目標

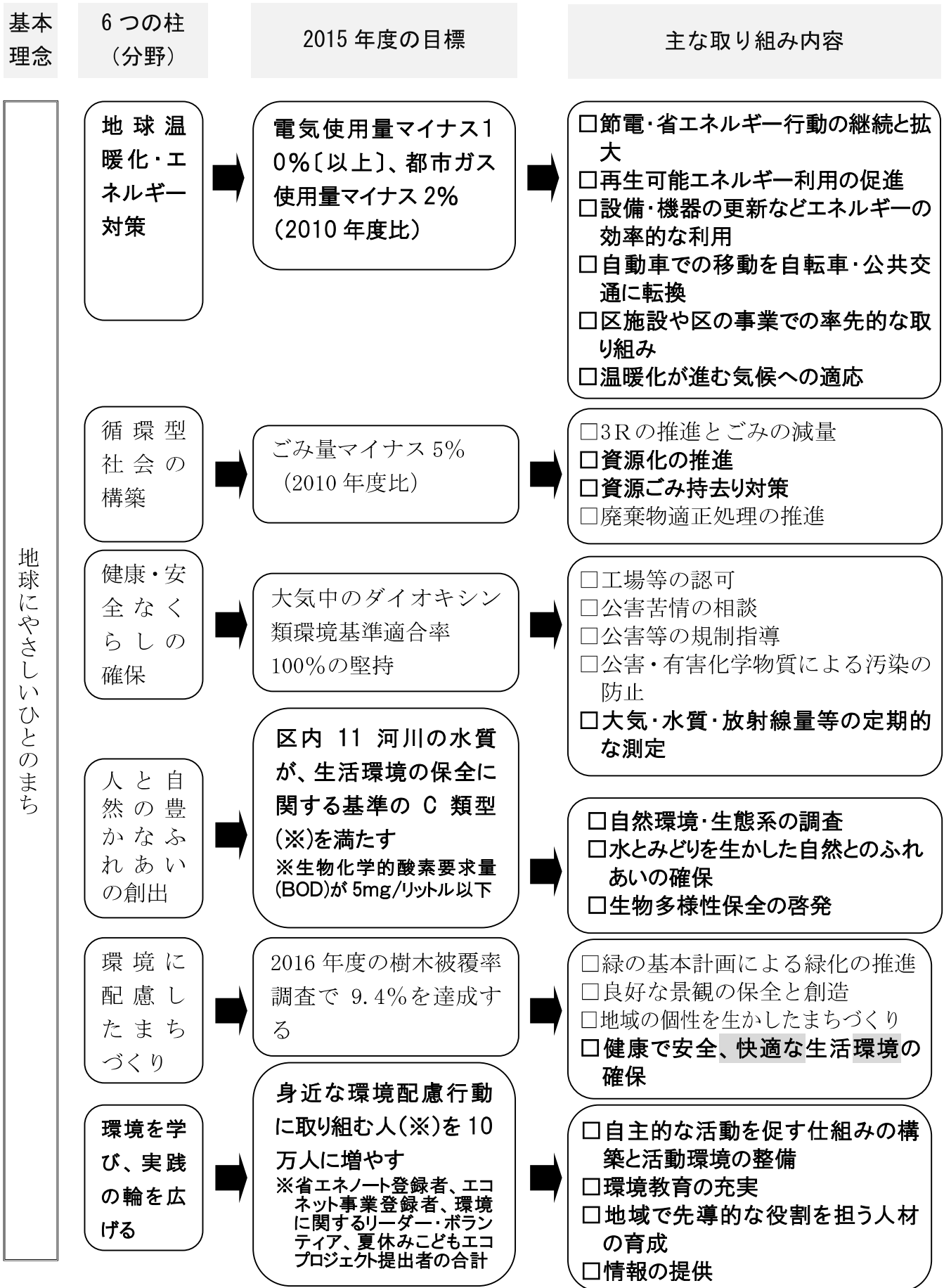
引き続き、エネルギーの効率的な利用と再生可能エネルギーの拡大を進めていくが、現時点では、国のエネルギー政策や温暖化対策の方向性が定まっておらず、今回の中間見直しでは具体的な数字を示した目標を設定することは難しい。

具体的な数値目標は、国のエネルギー政策の動向などを踏まえ、2014年度から策定に着手する第三次環境基本計画に盛り込む。

4 今後のスケジュール

今回の素案を元に環境基本計画中間見直し（案）を策定し、次回12月開催予定の環境審議会にお示しする。その後、パブリックコメント等を経て、2月開催予定の環境審議会最終案を確定し、区長に答申する。

環境基本計画の体系



囲み：環境教育基本方針・実施計画に掲載されているもの
 太字：新規 特記のない現状の実績は2010年度実績

環境指標

指標	単位	現状の実績	2015年度の目標値
区内の年間電気使用量	kWh	28億1573万	25億3415万(▲10%)
区内の年間都市ガス使用量	m ³	1億3867万	1億3589万(▲2%)
CO ₂ 排出量(区全体)	トン	234万(2009)	231万
区内に設置された太陽光パネルの発電容量	kW	9,421(2011)	24,000
区施設での年間電気使用量	kWh	7,748万	6,586万(▲15%)
区施設での年間都市ガス使用量	m ³	362万	337万(▲7%)

指標	単位	現状の実績	2015年度の目標値
ごみ処理量	トン	19万1千	18万3千
資源化率	%	17	22

指標	単位	現状の実績	2015年度の目標値
ダイオキシン類環境基準適合率(大気)	%	100	100
硫黄分規制値適合率	%	100	100
主要幹線道路の自動車騒音 常時監視の夜間適合率	%	75	75
適正管理化学物質の環境への排出量	トン	105	80

指標	単位	現状の実績	2015年度の目標値
区内11河川のうち生活保全に関するC類型の 基準を満たす河川		7	11
川の魚の種類(外来種を除く)	種	28	20
野鳥の種類	種	75	80

指標	単位	現状の実績	2015年度の目標値
緑視率	%	14.6	15.8
公園面積率	%	4.6	5.0
自転車利用環境整備延長	km	1.1	1.5
緑化計画書提出割合	%	92	100

指標	単位	現状の実績	2015年度の目標値
身近な環境配慮行動に取り組む人(※の合計)	人	88,798(2011)	100,000
省エネノート(あだち区民環境家計簿) 登録数(※)	世帯	3,711(2011)	5,000
環境マネジメントシステム(ISO14001、エコアクション 21)の認証を取得した事業所数	所	117(2011)	130
あだちエコネット事業登録者数(※)	人	80,469(2011)	89,600
環境に関するリーダー・ボランティアの数(※)	人	298(2011)	400
夏休み子どもエコプロジェクト提出者(※)	人	4,320(2011)	5,000
環境に関するイベントの参加者数	人	63,532	75,000
地域で自主的に美化活動をしている団体数	団体	55	60

足立区地球温暖化対策地域推進計画

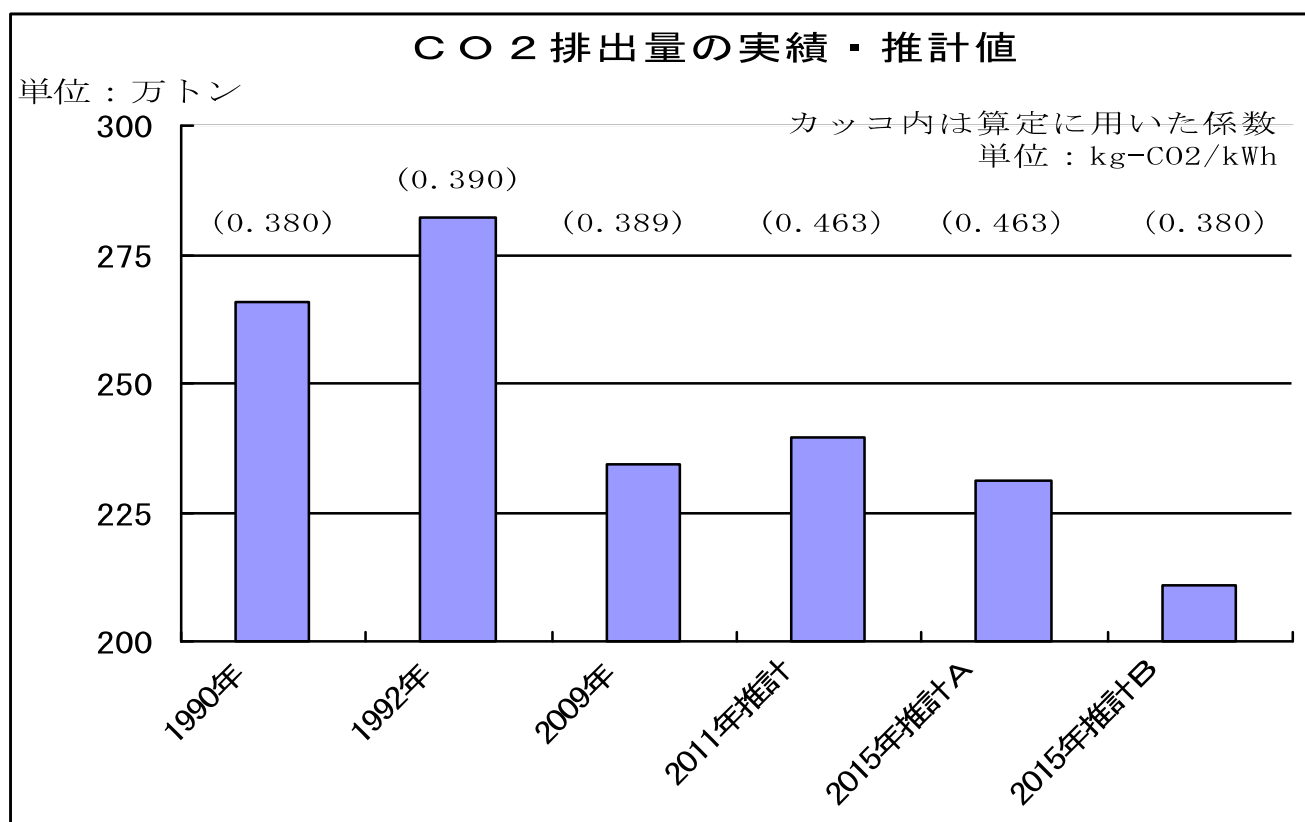
(地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第3項に基づく計画)

2015年度の電気・ガス使用量の削減目標を達成した場合のCO₂排出量

電気使用にかかるCO₂は、1kWhあたりの排出量である係数で算定しますが、震災と原発事故以降、火力発電の割合が高まっているため、係数が高くなっています。現時点では、今後の状況が不明なため、二つのケースで推計しています。

推計A 2011年度の係数(0.463)で算定した場合 231万トン
(1990年度比マイナス13.1%)

推計B 1990年度の係数(0.380)で算定した場合 211万トン
(1990年度比マイナス20.6%)



1992年度は過去最も排出量が多かった年、2009年度は確定している最新データです。

2011年度は、震災後の節電行動により電気使用量は減少しましたが、係数が高くなったため、CO₂排出量は2009年度よりも増加しています。

推計値のうち、電気・ガス以外（自動車、灯油、廃棄物等）からの排出量は、ここ5年間のデータの傾向から推計しています。また、区内の太陽光発電分を差し引いて、CO₂排出量を推計しています。

電気使用量を 2010 年度比 10%以上の削減するためには・・・

区内の世帯数や事業所数は増加傾向にあるため、2015 年の電気使用量は 1%程度増えますが、震災以後、多くの区民・事業者の方々が取り組んでいる節電を継続すれば、2010 年度比約 8.3%は削減できる見込みです。

残りは、省エネ型家電への買い替え、太陽光発電の設置、建物新築時の省エネ化や新技術の開発などにより削減できる見込みです。

1 省エネ家電による効果

エアコンを最新型に買い替えると約 15%、冷蔵庫の買い替えでは約 50%の節電になります。世帯あたりの所有台数と耐用年数と、区が進める省エネ家電の普及啓発や買い替え支援を考慮すると、2011 年からの 5 年間の買い替えより、2010 年度電気使用量の約 0.8%にあたる約 2885 万kWh を削減できると試算しています。

2 太陽光発電による効果

区内の太陽光発電は、現在、区内の電気使用量の約 0.4%の発電能力があります。これを 1%まで増やすことを目標に、補助制度などの支援策を引き続き進めていきます。

3 建物新築時の省エネ化と新技術の開発

区内で 5 年間に建て替えられる建物は約 1 万棟です。これらは省エネ性能が向上する新しい基準で建てられます。さらに、各メーカーなどでは、エネルギーを効率的に利用する技術開発が進んでおり、省エネ性能の高い建物 1 万棟の建物と、先進的な新技術の導入で、約 890 万kWh の削減を見込んでいます。

身近な工夫

震災後、すでに取り組んでいる節電・省エネを継続するとともに、それぞれが無理のない範囲で節電・省エネの工夫をお願いします。

- ・家族がひとつの部屋で過ごし、照明やエアコンを節約する
- ・ごはんの保温をやめ、まとめて炊いて食べる分を電子レンジであたためる。
- ・あらかじめ部屋を片付け、モップや雑巾を使って掃除機を使う時間を短縮する。
- ・パソコンのスタンバイモードを活用する。
- ・冷蔵庫の開閉回数を減らす。
- ・テレビは見たい番組だけ選んで見る。
- ・便座カバーを使い、便座を暖めないようにする。
- ・LED など高効率な照明に切り替える。
- ・必要なとき、必要な量だけお湯を沸かす。
- ・家族が続けて入浴する。
- ・シャワーを出しっぱなしにしない。
- ・ガスコンロの炎がなべ底からはみ出ないように火力を調整する。

電気使用量の削減目標の設定

前提条件

		千 k W h	
基準年度(2010) 電気使用量 (A)		2,815,758	
2015年度推計 (B)		2,835,337	世帯数の増加による増
削減率10%の目標値 (C)	A*0.9	2,534,182	
削減すべき使用量 (D)	(B - C)	301,155	
震災以来の節電行動の継続 (E)	8.3%	233,708	2011年度実績から推計
対策により削減すべき量	(D - E)	67,447	

震災以来の節電行動で8.3% (参考：2011削減実績243,641)
残り1.7%は省エネ設備・機器の導入と再生可能エネルギーの活用で削減

省エネ設備・機器の導入 小計 40,972

対 策	2015年までの5年間の見込み	削減量 (千 k W h)
エアコンの買い替え	96,000台+事業所・店舗 (算定根拠A)	6,451
冷蔵庫の買い替え	64,000台 (算定根拠B)	22,400
建物買い替え時の断熱性能向上による空調負荷軽減	10,000棟が建て替え (算定根拠C)	3,408
区施設での節電目標	2010年度比-15%を目標に削減すべき量	3,213
LED等エアコン冷蔵庫以外の省エネ機器への買い替えや、HEMSなど今後普及拡大が期待できる先進技術の導入による削減		5,500

再生可能エネルギーの活用

対 策	2015年までの5年間の見込み	削減量 (千 k W h)
太陽光発電の発電容量	現行の約9421 kWを約25000 kWに拡大し、区内電気使用量の1%発電を目指す。 想定は、戸建て住宅21000 kW (約6000戸)、集合住宅・事業所等4000 kW	26,280

上記の対策による削減見込み量	67,252
----------------	--------

都市ガス使用量の削減目標の考察

前提条件

		m ³	
基準年(2010) 都市ガス使用量 (A)		138,666,995	
2015年度推計 (B)		140,000,000	世帯数の増加による増
削減率2%の目標値 (C)	A*0.98	135,893,655	
削減すべき使用量	(B - C)	4,106,345	
震災以来の節電行動の継続で削減	1.20%	1,664,004	2011年度実績から推計
対策により削減すべき量		2,442,341	

震災以来の行動の継続で1.2%削減

A*0.012

1,664,004

(参考：2011削減実績1,597,352)

残り0.8%は省エネ設備導入と再生可能エネルギーの活用、節ガスの啓発で削減

省エネ設備・機器の導入

対 策	2015年までの5年間の見込み	削減量 (m ³)
高効率給湯器の導入 (家庭)	62,720台 (算定根拠D)	2,200,632
区施設での削減目標	2010年度比-7%を目標に必要な削減すべき量	51,405

再生可能エネルギーの活用

対 策	2015年までの5年間の見込み	削減量 (m ³)
太陽熱利用システム (戸建て住宅)	現行の約25戸を約80戸に拡大	14,745
太陽熱利用システム (非住宅)	現行の数か所を20か所に拡大	3,391

節ガスの啓発

節ガス・節水・ごみ減量につながるエコクッキングなど調理や風呂の工夫による省エネを啓発	170,000
--	---------

上記の対策による削減見込み量

2,440,173

算定根拠A エアコン買い替えによる効果の推計

1	世帯あたりのエアコンを1.5台と推計 32万世帯×1.5台	区内のエアコン台数	480,000台
2	耐用年数を20年とし、その80%が買い替えられると想定 48万台×80%	20年間の買い替え台数	384,000台
3	2015年までの5年間に20%が買い替えられると想定 38万4千台×20%	2015年までの買い替え台数	76,800台
4	区の支援策や啓発をきっかけにさらに5%が買い替えられると想定 38万4千台×5%	区施策での買い替え台数	19,200台
5	1台あたりの年間節電量 資源エネルギー庁省エネ性能カタログの2001年型と2011年型の期間消費電力量の差		48kWh
6	5年間の節電効果（家庭分） 96,000台×48kWh		4,608,000kWh
7	事務所・店舗・工場でも家庭分の50%の節電効果を想定 3,686,400kWh×50%		1,843,200kWh
2015年度までのエアコン買い替えによる節電効果			6,451,200kWh

算定根拠B 冷蔵庫買い替えによる効果の推計

1	世帯あたりの冷蔵庫を1台と推計 32万世帯×1台	区内の冷蔵庫台数	320,000台
2	耐用年数を20年とし、その80%が買い替えられると想定 32万台×80%	20年間の買い替え台数	256,000台
3	2015年までの5年間に20%が買い替えられると想定 25万6千台×20%	2015年までの買い替え台数	51,200台
4	区の支援策や啓発をきっかけにさらに5%が買い替えられると想定 25万6千台×5%	区の施策の買い替え台数	12,800台
5	1台あたりの年間節電量 資源エネルギー庁省エネ性能カタログの2001年型と2011年型の期間消費電力量の差		350kWh
6	5年間の節電効果 64,000台×350kWh		
2015年度までの冷蔵庫買い替えによる節電効果			22,400,000kWh

算定根拠C 建物建て替え時の断熱性能の向上による効果の推計

1	一戸建て住宅建築確認申請件数から5年間の新築住宅を推計 2,500戸×5年	2015年までの新築件数	12,500戸
2	そのうち80%が建て替えと想定 12,500戸×80%	20年間の新築戸数	10,000戸
3	一戸あたりのエアコン台数を2台と想定 10,000戸×2台	新築住宅のエアコン台数	20,000台
4	建て替え前のエアコン使用電力 資源エネルギー庁省エネ性能カタログ2011冬の2001年度型エアコンの年間使用量 20,000台×330		6,600,000kWh
5	建て替え後のエアコン電力消費量 資源エネルギー庁省エネ性能カタログ2011冬の2011年度型エアコンの間使用量から環境省地球温暖化対策地方公共団体実行計画策定マニュアルの次世代基準に適合した断熱の冷暖房負荷削減率43%を削減 280kWh×20000×(-43%)		3,192,000kWh
2015年度までの断熱性能向上による節電効果(4-5)			3,408,000kWh

算定根拠D 高効率給湯器の交換による効果の推計

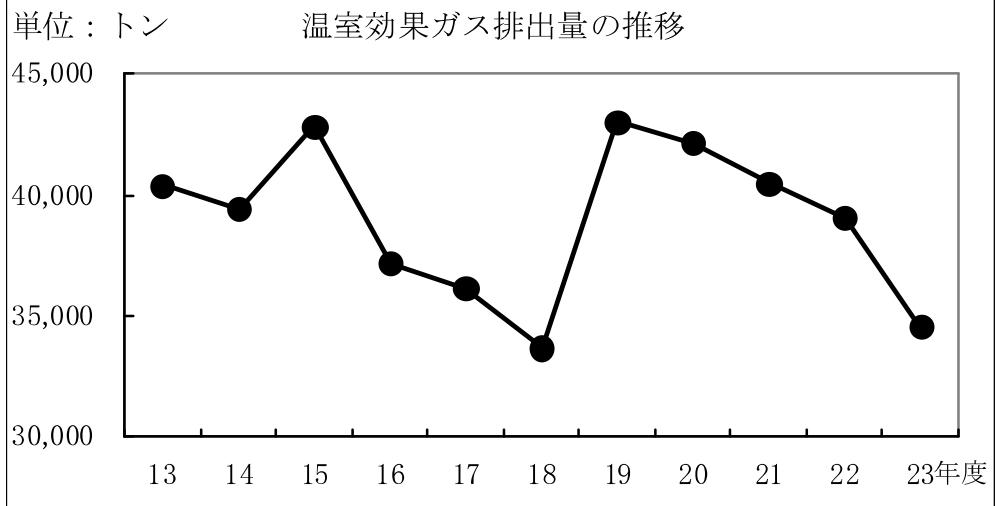
1	区内世帯の約7割が旧型風呂給湯機と推計 320,000戸×70%	区内の給湯機台数	224,000台
2	耐用年数を15年とし、その80%が買い替えられると想定 224,000台×80%	15年間の買い替え台数	179,200台
3	2015年までの5年間に30%が買い替えられると想定 179,200台×30%	買い替えられる風呂給湯機の台数	53,760台
4	区の支援策や啓発をきっかけにさらに5%が買い替えられると想定 179,200台×5%	区の施策の買い替え台数	8,960台
5	標準家庭における年間ガス使用量から風呂給湯機の使用割合を推計 東京ガス株式会社ホームページの月間標準使用量 32m ³ のうち60%が風呂給湯器と推計 32×12×60%		230.4m ³
6	高効率給湯器によるガス使用量削減量(家庭分) 東京ガス株式会社ホームページの削減割合13%、62,720台		1,878,589m ³
7	事務所・店舗・工場でも家庭分の20%の効果を想定 1,610,220m ³ ×20%		322,043m ³
2015年度までの高効率給湯機買い替えによる効果			2,200,632m³

平成 24 年度第 3 回足立区環境審議会資料

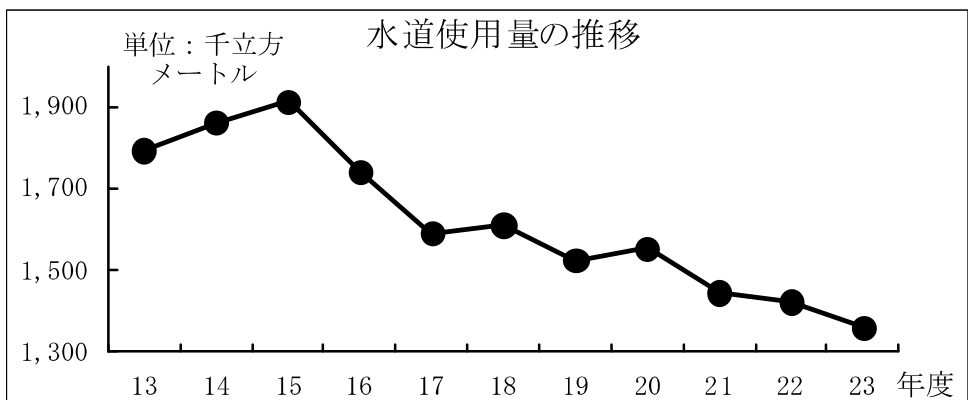
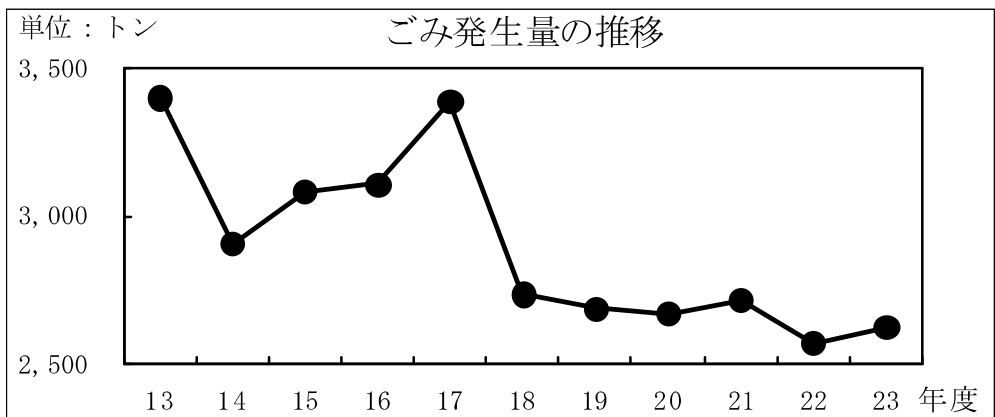
件名	「足立区環境基本計画」及び「足立区環境教育基本方針・実施計画」の平成 23 年度実績報告について
所管部課	環境部環境政策課
事業(結果)の概要	<p>「足立区環境基本計画」と「足立区環境教育基本方針・実施計画」の平成 23 年度実績とその点検及び評価結果を報告する。</p> <p>別添関連資料 参照</p> <p>資料 A 足立区環境基本計画 平成 23 年度実績報告</p> <p>資料 B 足立区環境教育基本方針・実施計画 平成 23 年度実績報告</p>

平成 24 年度第 3 回足立区環境審議会資料

件 名	足立区公共施設地球温暖化対策推進実行計画の進捗状況について						
所管部課	環境部環境政策課						
事業（結果）の概要	<p>区では、「足立区公共施設地球温暖化対策推進実行計画」（以下「実行計画」という）に基づき、区の施設や事務事業の温室効果ガス排出量、ごみの発生量、水道使用量の削減に取り組んでいる。平成 23 年度の進捗状況について報告する。</p>						
	<p>1 温室効果ガス排出量</p>						
	<table border="1"> <tr> <td>実行計画の目標</td> <td>平成 23 年度に、19 年度比△10%の 38,730 トンまで削減する。</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度実績</td> <td>34,587 トン（前年度比△11.5%）</td> </tr> <tr> <td>目標達成状況</td> <td>目標を達成した。</td> </tr> </table>	実行計画の目標	平成 23 年度に、19 年度比△10%の 38,730 トンまで削減する。	平成 23 年度実績	34,587 トン（前年度比△11.5%）	目標達成状況	目標を達成した。
	実行計画の目標	平成 23 年度に、19 年度比△10%の 38,730 トンまで削減する。					
	平成 23 年度実績	34,587 トン（前年度比△11.5%）					
	目標達成状況	目標を達成した。					
	<p>2 ごみ発生量</p>						
	<table border="1"> <tr> <td>実行計画の目標</td> <td>平成 23 年度に、18 年度比△8%の 2,520 トンまで削減する。</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度実績</td> <td>2,628 トン（前年度比+2.0%）</td> </tr> <tr> <td>目標達成状況</td> <td>目標に達しなかった。</td> </tr> </table>	実行計画の目標	平成 23 年度に、18 年度比△8%の 2,520 トンまで削減する。	平成 23 年度実績	2,628 トン（前年度比+2.0%）	目標達成状況	目標に達しなかった。
	実行計画の目標	平成 23 年度に、18 年度比△8%の 2,520 トンまで削減する。					
	平成 23 年度実績	2,628 トン（前年度比+2.0%）					
	目標達成状況	目標に達しなかった。					
	<p>3 水道使用量</p>						
<table border="1"> <tr> <td>実行計画の目標</td> <td>平成 23 年度に、18 年度比△5%の 1,529,210 立方メートルまで削減する。</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度実績</td> <td>1,359,024 立方メートル（前年度比△4.5%）</td> </tr> <tr> <td>目標達成状況</td> <td>昨年度に目標を達成している。</td> </tr> </table>	実行計画の目標	平成 23 年度に、18 年度比△5%の 1,529,210 立方メートルまで削減する。	平成 22 年度実績	1,359,024 立方メートル（前年度比△4.5%）	目標達成状況	昨年度に目標を達成している。	
実行計画の目標	平成 23 年度に、18 年度比△5%の 1,529,210 立方メートルまで削減する。						
平成 22 年度実績	1,359,024 立方メートル（前年度比△4.5%）						
目標達成状況	昨年度に目標を達成している。						
<p>なお、実行計画の温室効果ガス排出量算定は、自動車、街路灯も含んでおり、また、排出係数、計算方法が異なるため、足立区、足立区教育委員会が東京都環境確保条例に基づき報告する排出量とは一致しない。</p>							



震災後の全庁的な節電の取り組みの効果もあり、温室効果ガスを大きく削減することができた。使用量で比較しても電気が前年度比マイナス10.9%、都市ガスが前年度比マイナス5.6%となっている。

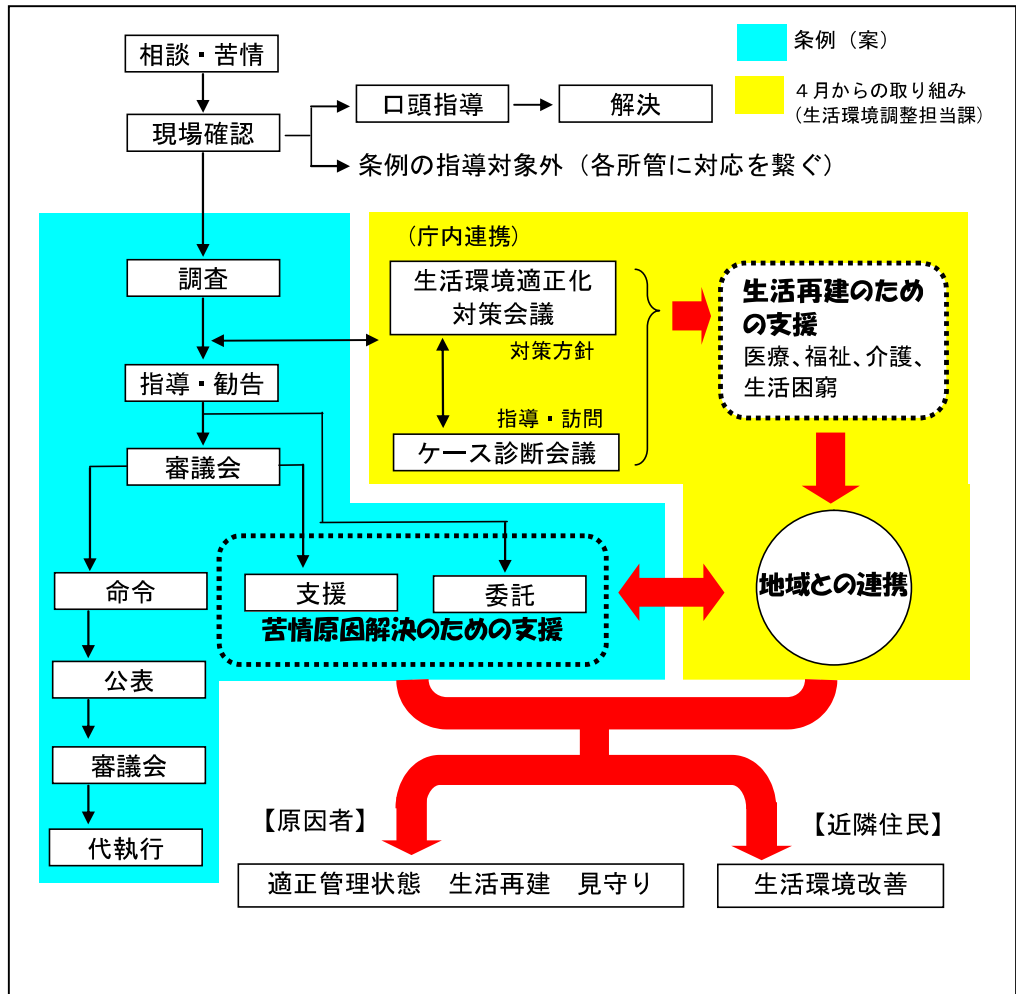


平成 24 年度第 3 回足立区環境審議会資料

件名	「足立区生活環境の保全に関する条例（案）」の提出及び「ごみ屋敷」対策の取組みについて			
所管部課名	環境部生活環境調整担当課長			
内容	<p>区では、4 月からいわゆるごみ屋敷の対策に取り組んでいる。ごみ屋敷等への苦情件数は 4 月以降増加しているため、関連規定を整備して土地や建物の管理の適正化を図ることで、安心して暮らせる生活環境を取り戻していく。</p> <p>1 苦情件数（9 月 30 日現在）</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">H24. 3. 31 までの 苦情件数 25 件</div> <div style="margin-right: 10px;">→</div> <div style="margin-right: 10px;">83 件</div> <div style="margin-right: 10px;">→</div> <div>26 件 解決</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">H24. 4. 1 から H24. 9. 30 までの 苦情件数 58 件</div> <div style="margin-right: 10px;">↓</div> <div>57 件</div> </div> <p style="text-align: center;">ごみ屋敷等の苦情件数（対策中）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">屋敷 27 件 悪臭、害虫・ねずみの発生、放火の危険等</td> <td style="width: 33%;">樹木 20 件 枝が屋根に当たる、落ち葉が積もる等</td> <td style="width: 33%;">その他 10 件 資材の置き方が危険、空き地の雑草から虫が湧いている等</td> </tr> </table> <p>2 ごみ屋敷対策の関連規定を整備</p> <p>苦情の原因者に面会できず、文書指導にも反応がない未解決事例、あるいは原因者が自ら片付けられない事例にも対処する手段として、関連規定を整備する。</p> <p>(1) 足立区生活環境の保全に関する条例（案） (平成 25 年 1 月 1 日施行予定)</p> <div style="background-color: #ffffcc; padding: 10px; border: 1px solid black; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">調査、指導・勧告が可能</p> <p>適正管理が行われていない土地や建物等の所有者等を調査し、土地や建物等が近隣に被害を及ぼしていると認めるときは、指導・勧告を行う。</p> </div> <div style="background-color: #e0ffff; padding: 10px; border: 1px solid black; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">「生活環境保全審議会」を設置</p> <p>区に対応方針について第三者の意見を求めるため、医師や弁護士、区民団体等の役員を含む「生活環境保全審議会」を設置する。</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="background-color: #e0ffe0; padding: 10px; border: 1px solid black; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">支援を実施</p> <p>自ら状況改善できない場合、所有者等了解の下、区がごみ等の処分を代行し、求償する。ごみ等撤去協力団体等へ一定の謝礼を支払う。</p> </div> <div style="background-color: #ffe0ff; padding: 10px; border: 1px solid black; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">命令・公表・代執行が可能</p> <p>指導・勧告を行ったにもかかわらず改善されない悪質な場合、命令・公表を行います。また、正当な理由なく命令に従わない場合、代執行を行います。</p> </div> </div>	屋敷 27 件 悪臭、害虫・ねずみの発生、放火の危険等	樹木 20 件 枝が屋根に当たる、落ち葉が積もる等	その他 10 件 資材の置き方が危険、空き地の雑草から虫が湧いている等
屋敷 27 件 悪臭、害虫・ねずみの発生、放火の危険等	樹木 20 件 枝が屋根に当たる、落ち葉が積もる等	その他 10 件 資材の置き方が危険、空き地の雑草から虫が湧いている等		

- (2)その他の関連規定の整備（平成25年1月1日施行予定）
- ・足立区生活環境の保全に関する条例施行規則（案）
 - ・足立区生活環境の保全に関する条例委託実施要綱（案）
 - ・足立区生活環境の保全に関する条例支援実施要綱（案）
 - ・足立区生活環境保全審議会設置要綱（案）

3 今後の進め方（イメージ図）



4 苦情原因の発生抑制対策

今後、高齢者世帯の増加が見込まれ、これに伴いごみを溜めてしまうケースも増えていく可能性がある。このため、現在実施している対策の事例から、今後の予防策を研究し、高齢者世帯の生活環境の維持や孤立防止策を創出していく。

問題点
今後の方針

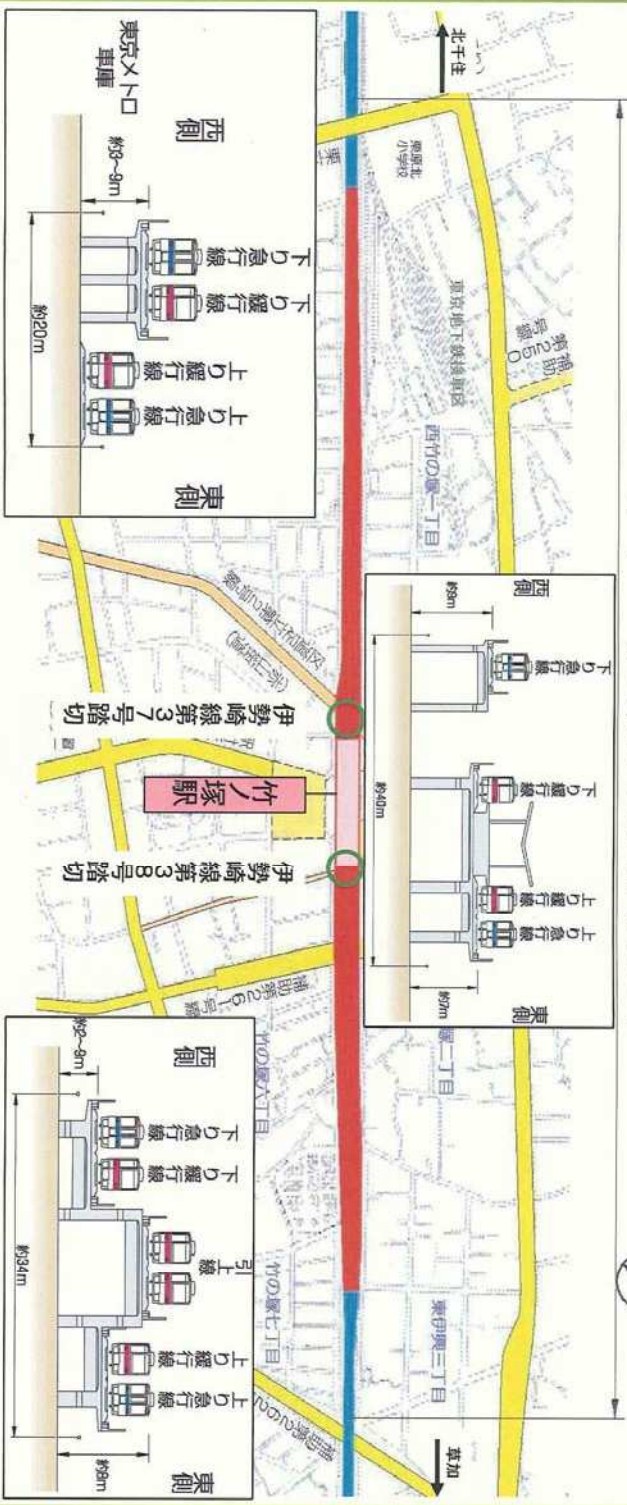
- ・条例制定後、規則・要綱等を整備していく。
- ・審議会の設置を進め、具体的な取り組みを進める。

平成 24 年度第 3 回足立区環境審議会資料

件 名	竹ノ塚駅付近連続立体交差事業の環境影響評価事後調査計画書の提出について
所管部課	鉄道立体推進室 副参事（鉄道関連事業担当）
事業（結果） の概要	<p>東京都環境影響評価条例に基づき、東武伊勢崎線（竹ノ塚駅付近）連続立体交差事業の環境影響評価事後調査計画書を東京都環境局に提出したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 提出日 平成 24 年 10 月 3 日（水）</p> <p>2 事後調査を実施する者の名称 名称：足立区 代表者：足立区長 近藤 弥生 名称：東武鉄道株式会社 代表者：取締役社長 根津 嘉澄</p> <p>3 調査項目 騒音・振動、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、廃棄物</p> <p>4 今後の予定 事後調査計画書に基づき、工事の施工中および完了後に事後調査を行い、事後調査報告書を東京都環境局へ提出していく。 提出した事後調査報告書に対し、知事は必要があると認めた時は、東京都環境影響評価審議会の意見を聞いた上で、事後調査報告書の内容を審査し、当該対象事業が環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認める場合には、事業者に対し、環境の保全について必要な措置を講じることを求める。 (事業の概要は 7 ページ、手続きの流れは、8 ページを参照)</p> <p>なお、審議会当日に「東武伊勢崎線（竹ノ塚駅付近）連続立体交差事業 事後調査計画書」を配布する。</p>

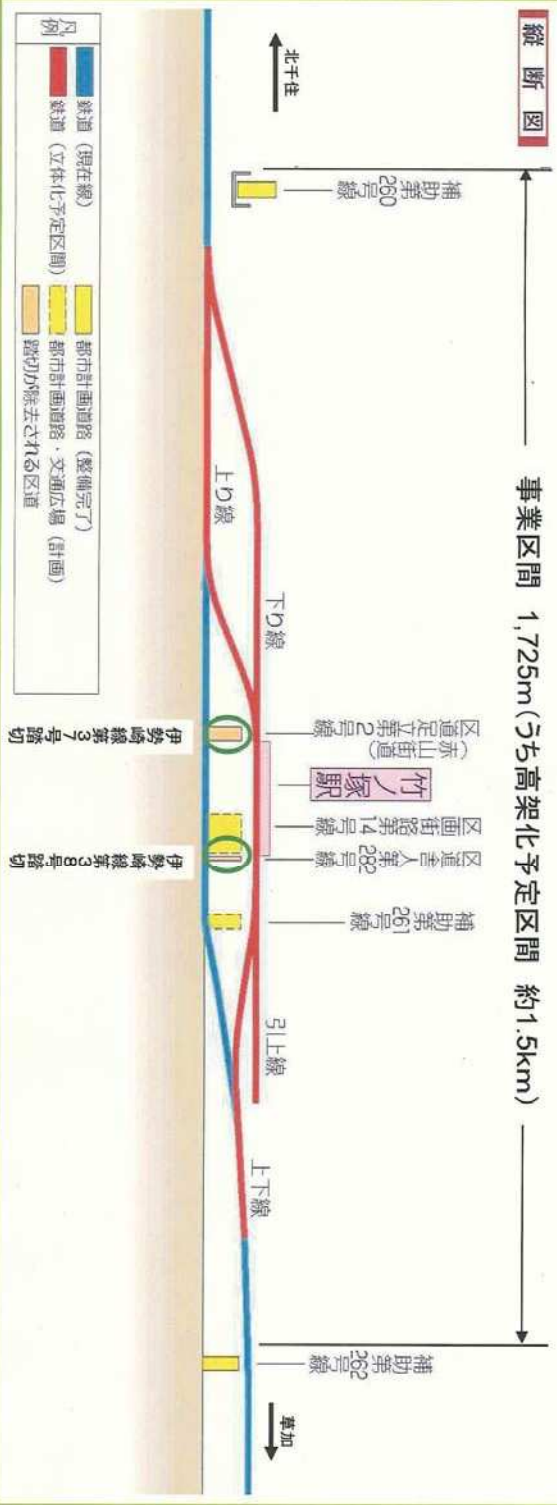
東武伊勢崎線(竹ノ塚駅付近)連続立体交差事業の概要

平面図



事業区間 1,725m (うち高架化予定区間 約1.5km)

縦断面図



事業区間 1,725m (うち高架化予定区間 約1.5km)



都市計画事業名

東京都市計画都市高速鉄道事業
東武鉄道伊勢崎線

認可事業費

約537億円

事業期間

自:平成23年12月20日
至:平成33年3月31日
(平成32年度末)

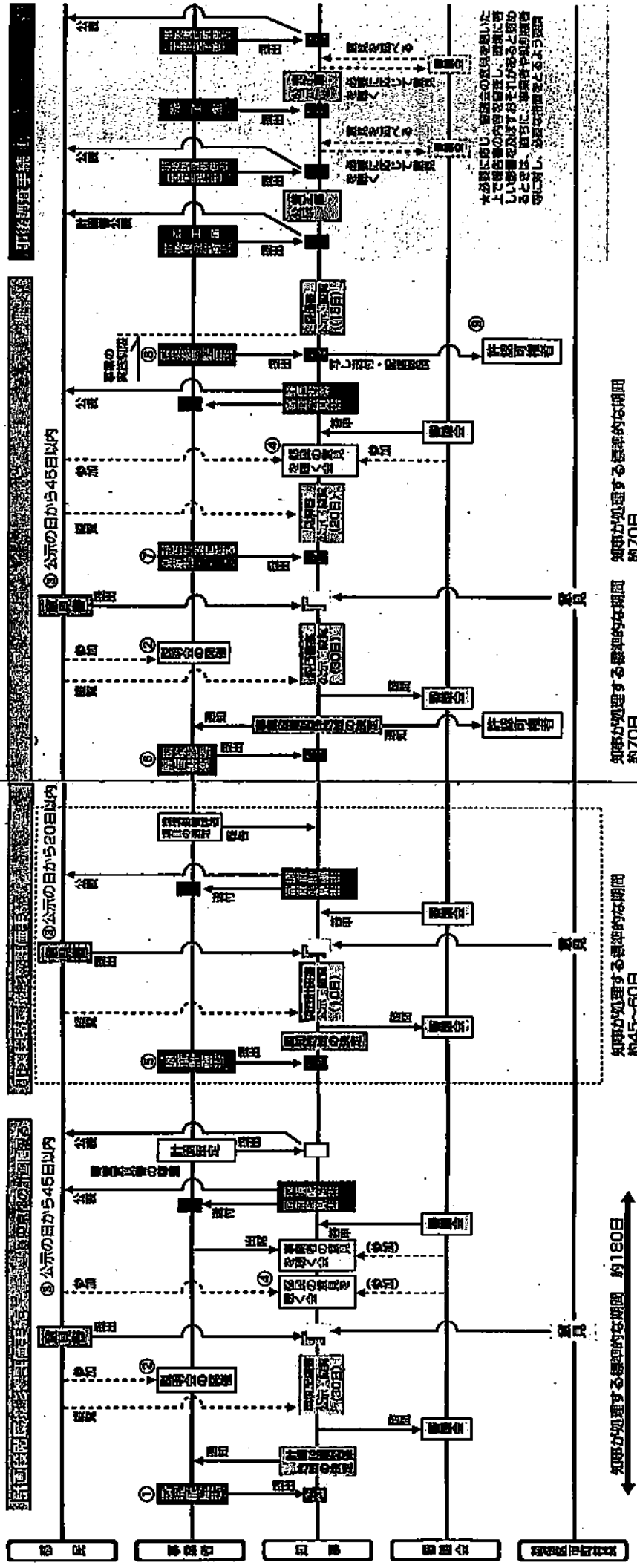
一連の経過

- H17.3 第37号踏切事故発生
- H18.4 連立事業調査採択
- H19.4 新規着工準備採択
- H22.4 都市計画案説明会開催
- H23.3 都市計画決定
- H23.12 事業認可
- H24.3 施行協定締結
- H24.4 平成24年度分年度協議成立
施業者募集(東武鉄道)
- H24.8 施業者決定(東武鉄道)

今後の予定

- H24.秋 工事説明会
工事着手

東京都環境影響評価条例に定める基本手続



①環境影響評価
 申請者は、対象計画を決定しようとするときは、採用可能計画の計画案を記載した「環境影響評価書」を作成し、申請する。「環境影響評価書」は公示され、公示の日から30日間経過後、審査委員会に提出される。

②説明会
 申請者は「環境影響評価書」の内容を説明する機会を、審査委員会に説明会を開催する。

③都民の意見書の提出
 都民の皆さんは、「環境影響評価書」の提出後、一定の期間内に「環境影響評価書」について、環境保全の観点からの意見を一定の期日までに提出することができます。郵送や持参のほか、電子メールでも提出可能です。

④都民の意見を聞く会の開催
 申請者は、「環境影響評価書」の審査委員会に提出した都民の意見書について、都民の皆さんの意見を聞くため「都民の意見を聞く会」を開催します。環境影響評価委員は委員が参加し、皆さんの意見を聞くことができます。

⑤調査計画書
 申請者は、対象事業を実施しようとするときは、事業実施による環境影響の調査・予測や評価手続を記載した調査計画書を作成します。調査計画書は公示され、公示の日から10日間経過後、審査委員会に提出することができます。

⑥環境影響評価書
 申請者は「環境影響評価書」の内容を説明する機会を、審査委員会に説明会を開催する。

⑦見解聴取
 審査委員会に対しての都民の皆さんの意見などに対しては、審査委員会が「見解聴取」を行います。「見解聴取」は公示され、公示の日から20日間経過後、審査委員会に提出されます。

⑧環境影響評価書
 「環境影響評価書」は公示され、公示の日から15日間経過後、審査委員会に提出されます。

⑨環境影響評価書
 「環境影響評価書」は公示され、公示の日から15日間経過後、審査委員会に提出されます。

⑩事後調査手続
 申請者は、工事に着手するときは、提出を行うとともに、事後調査を実施するための計画書（事後調査計画書）を提出します。また、工事後は事後調査報告書（工事後調査報告書）を、工事が完了したときは、工事後の提出と事後調査報告書（工事後調査報告書）を提出します。

⑪許可権者への配慮要請
 申請者は、許可権者に対して、事業の実施についての配慮要請を行うことができます。許可権者は「環境影響評価書」の内容について十分配慮するよう要請します。

⑫事後調査手続
 申請者は、工事に着手するときは、提出を行うとともに、事後調査を実施するための計画書（事後調査計画書）を提出します。また、工事後は事後調査報告書（工事後調査報告書）を、工事が完了したときは、工事後の提出と事後調査報告書（工事後調査報告書）を提出します。

⑬環境影響評価書
 「環境影響評価書」は公示され、公示の日から15日間経過後、審査委員会に提出されます。

⑭環境影響評価書
 「環境影響評価書」は公示され、公示の日から15日間経過後、審査委員会に提出されます。

⑮環境影響評価書
 「環境影響評価書」は公示され、公示の日から15日間経過後、審査委員会に提出されます。

⑯環境影響評価書
 「環境影響評価書」は公示され、公示の日から15日間経過後、審査委員会に提出されます。

⑰環境影響評価書
 「環境影響評価書」は公示され、公示の日から15日間経過後、審査委員会に提出されます。

⑱環境影響評価書
 「環境影響評価書」は公示され、公示の日から15日間経過後、審査委員会に提出されます。

⑲環境影響評価書
 「環境影響評価書」は公示され、公示の日から15日間経過後、審査委員会に提出されます。

⑳環境影響評価書
 「環境影響評価書」は公示され、公示の日から15日間経過後、審査委員会に提出されます。

㉑環境影響評価書
 「環境影響評価書」は公示され、公示の日から15日間経過後、審査委員会に提出されます。

㉒環境影響評価書
 「環境影響評価書」は公示され、公示の日から15日間経過後、審査委員会に提出されます。

㉓環境影響評価書
 「環境影響評価書」は公示され、公示の日から15日間経過後、審査委員会に提出されます。

㉔環境影響評価書
 「環境影響評価書」は公示され、公示の日から15日間経過後、審査委員会に提出されます。

㉕環境影響評価書
 「環境影響評価書」は公示され、公示の日から15日間経過後、審査委員会に提出されます。

㉖環境影響評価書
 「環境影響評価書」は公示され、公示の日から15日間経過後、審査委員会に提出されます。

㉗環境影響評価書
 「環境影響評価書」は公示され、公示の日から15日間経過後、審査委員会に提出されます。

㉘環境影響評価書
 「環境影響評価書」は公示され、公示の日から15日間経過後、審査委員会に提出されます。

㉙環境影響評価書
 「環境影響評価書」は公示され、公示の日から15日間経過後、審査委員会に提出されます。

㉚環境影響評価書
 「環境影響評価書」は公示され、公示の日から15日間経過後、審査委員会に提出されます。

㉛環境影響評価書
 「環境影響評価書」は公示され、公示の日から15日間経過後、審査委員会に提出されます。

㉜環境影響評価書
 「環境影響評価書」は公示され、公示の日から15日間経過後、審査委員会に提出されます。

㉝環境影響評価書
 「環境影響評価書」は公示され、公示の日から15日間経過後、審査委員会に提出されます。

㉞環境影響評価書
 「環境影響評価書」は公示され、公示の日から15日間経過後、審査委員会に提出されます。

㉟環境影響評価書
 「環境影響評価書」は公示され、公示の日から15日間経過後、審査委員会に提出されます。

㊱環境影響評価書
 「環境影響評価書」は公示され、公示の日から15日間経過後、審査委員会に提出されます。

㊲環境影響評価書
 「環境影響評価書」は公示され、公示の日から15日間経過後、審査委員会に提出されます。

㊳環境影響評価書
 「環境影響評価書」は公示され、公示の日から15日間経過後、審査委員会に提出されます。

㊴環境影響評価書
 「環境影響評価書」は公示され、公示の日から15日間経過後、審査委員会に提出されます。

㊵環境影響評価書
 「環境影響評価書」は公示され、公示の日から15日間経過後、審査委員会に提出されます。

㊶環境影響評価書
 「環境影響評価書」は公示され、公示の日から15日間経過後、審査委員会に提出されます。

㊷環境影響評価書
 「環境影響評価書」は公示され、公示の日から15日間経過後、審査委員会に提出されます。

㊸環境影響評価書
 「環境影響評価書」は公示され、公示の日から15日間経過後、審査委員会に提出されます。

㊹環境影響評価書
 「環境影響評価書」は公示され、公示の日から15日間経過後、審査委員会に提出されます。

㊺環境影響評価書
 「環境影響評価書」は公示され、公示の日から15日間経過後、審査委員会に提出されます。

㊻環境影響評価書
 「環境影響評価書」は公示され、公示の日から15日間経過後、審査委員会に提出されます。

㊼環境影響評価書
 「環境影響評価書」は公示され、公示の日から15日間経過後、審査委員会に提出されます。

㊽環境影響評価書
 「環境影響評価書」は公示され、公示の日から15日間経過後、審査委員会に提出されます。

㊾環境影響評価書
 「環境影響評価書」は公示され、公示の日から15日間経過後、審査委員会に提出されます。

㊿環境影響評価書
 「環境影響評価書」は公示され、公示の日から15日間経過後、審査委員会に提出されます。

環境基本計画の平成23年度実績報告

区では平成20年3月に「第二次足立区環境基本計画」を定め、以下の5つの分野で構成する基本理念に基づき、「地球にやさしいひとのまち」をめざして環境への取組みを進めています。それぞれの分野に設定した各施策（全45指標）の平成23年度実績を報告します。

- 1 地球温暖化防止
- 2 循環型社会の構築
- 3 健康・安全なくらしの確保
- 4 人と自然の豊かなふれあいの創出
- 5 環境に配慮したまちづくり

全45の指標をみると、半分以上の指標が目標を達成あるいは達成の見込みとなっています。しかし、実績が停滞あるいは達成が困難な見込みの指標もあり、取組みの強化や事業・指標の見直しが必要です。

地球温暖化防止

代表指標	CO2排出量					
目標	平成24年度までに、平成2年度比マイナス10%の239万8千トンに減らす					
平成23年度数値	234万2千トン（平成21年度実績）					
目標達成状況	達成					
進捗状況・今後の見通し	CO2排出量は太陽光発電システムへの助成などの省エネ推進やごみの減量、再資源化等の取組みなどが功を奏し、目標値を下回りました。 8つの指標のうち、あだちエコネット事業登録者数や住宅用太陽光発電システム導入件数など5つがすでに目標を達成しており、地球温暖化防止の取組みは順調に進んでいます。					
指標の評価内訳	S ... 5	A ... 1	B ... 1	C ... 1	... 0	計 ... 8

循環型社会の構築

代表指標	ごみ処理量					
目標	平成24年度までに、平成18年度比マイナス8%の20万223トンに減らす					
平成23年度数値	18万9008トン					
目標達成状況	達成					
進捗状況・今後の見通し	ごみ処理量は平成20年度以降毎年目標を達成しています。区民一人ひとりがごみの分別や減量に努めたことで資源化が進み、ごみの総量も年々減少しています。 3つの指標全てすでに目標を達成しており、今後も区民・事業者との連携を図り、ごみの排出量の抑制と廃棄物の適正な処理を進めていきます。					
指標の評価内訳	S ... 3	A ... 0	B ... 0	C ... 0	... 0	計 ... 3

健康・安全なくらしの確保

代表指標	大気中のダイオキシン類環境基準適合率					
目標	大気中のダイオキシン類環境基準適合率100%の堅持					
平成23年度数値	100%					
目標達成状況	達成					
進捗状況・今後の見通し	大気中のダイオキシン類環境基準適合率は、平成10年度の調査開始以降毎年100%です。特にここ数年は基準を大きく下回っています。 7つの指標のうち、工場等排水水質規制基準適合率や綾瀬川（内匠橋）水質環境基準適合率（BOD）など5つが既に目標を達成しており、健康・安全なくらしの確保の取組みは順調に進んでいます。					
指標の評価内訳	S ... 5	A ... 1	B ... 0	C ... 1	... 0	計 ... 7

人と自然の豊かなふれあいの創出

代表指標	川の魚の種類					
目標	平成24年度までに、20種類を維持する（外来種除く）					
平成23年度数値	16種類					
目標達成状況	未達成					
進捗状況・今後の見通し	川の魚の種類は平成19年度以降毎年目標を達成していましたが、23年度は達成しませんでした。原因は不明で、今後も継続して様子を見ます。 14の指標うち、野鳥の種類や自然観察リーダー登録者数など半分は目標を達成あるいは達成が見込めますが、ビオトープ数（学校）や生産緑地面積など達成困難なものもあり、事業や指標の見直しが必要です。					
指標の評価内訳	S ... 6	A ... 1	B ... 3	C ... 4	... 0	計 ... 14

環境に配慮したまちづくり

代表指標	樹木被覆率					
目標	平成28年度までに9.4%の達成					
平成23年度数値	8.0%（平成21年度実績。「足立区緑の実態調査」より）					
目標達成状況						
進捗状況・今後の見通し	樹木被覆率の調査は10年に1度実施されるため、平成23年度の数字は出ていません。 9つの指標のうち、達成が見込めるものは2つしかありません。緑化計画書提出割合や区立学校緑被率など達成困難な指標が多く、現在の取り組みの強化だけでなく、事業や指標の見直しが必要となっています。					
指標の評価内訳	S ... 0	A ... 2	B ... 2	C ... 4	... 1	計 ... 9

指標の評価

S =	すでに目標を達成している指標	19
A =	着実に目標達成に向かっている指標	5
B =	目標に近づいているが、現状では目標達成が困難 と思われ、取り組みの強化が必要な指標	9
C =	数値が目標に近づいていない指標	10
	= その他（事業・指標の見直しなど）	2
合計		45